

石川県公報

令和8年6月2日

第13912号(火曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○公金事務の委託	(文化振興課) 1	○第50期石川県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦公告	(労働企画課) 3
○公金事務の委託	(監理課) 1	○県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告	(農業基盤課) 4
公 告			
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(経営支援課) 1	○特定調達契約に係る企画提案書の募集公告	(教育委員会事務局) 4
○大規模小売店舗の変更の届出の公告	(同) 2		

告 示

石川県告示第200号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託した。

令和8年6月2日

石川県知事 山 野 之 義

指定公金事務 取扱者の名称	指定公金事務 取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託 した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱 者の指定をした日	公金事務の 委託をした日
公益財団法人藩 老本多蔵品館	金沢市出羽町3 番1号	石川県立歴史博物館・公益財団法人 藩老本多蔵品館共通入場券に係る使 用料の徴収事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日

石川県告示第201号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託した。

令和8年6月2日

石川県知事 山 野 之 義

指定公金事務 取扱者の名称	指定公金事務 取扱者の住所	指定公金事務取扱者に委託 した公金事務に係る歳入	指定公金事務取扱 者の指定をした日	公金事務の 委託をした日
株式会社エフレ ジ	大阪府大阪市北 区大深町4番20 号 グランフロ ント大阪タワー A	建設業許可申請等の電子申請に係る 手数料の収納事務	令和8年4月1日	令和8年4月1日

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和8年6月2日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド金沢本店
金沢市西都1丁目40番地 外
- 2 変更した事項
大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) 家電住まいる館ヤマダ金沢本店
金沢市西都1丁目40番地 外
(変更後) ヤマダ電機テックランド金沢本店
金沢市西都1丁目40番地 外
- 3 変更の年月日
令和5年9月16日
- 4 変更する理由
店舗名称を変更したため。
- 5 届出年月日
令和8年5月21日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和8年6月2日から同年10月2日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和8年10月2日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和8年6月2日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド金沢本店
金沢市西都1丁目40番地 外
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 6,537㎡
(変更後) 9,410㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
駐車場の位置及び収容台数
(変更前) 位置 縦覧による
収容台数 240台

(変更後) 位置 縦覧による

収容台数 195台

- 3 変更する年月日
令和9年1月22日
- 4 変更する理由
店舗計画の変更のため
- 5 届出年月日
令和8年5月21日
- 6 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工労働課
- 7 届出等の縦覧期間
令和8年6月2日から同年10月2日まで
- 8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和8年10月2日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

第50期石川県労働委員会使用者委員の補欠委員候補者の推薦公告

石川県労働委員会の使用者委員に1名の欠員が生じるので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定により、使用者団体に対して次の要領によって補欠委員候補者の推薦を求める。

令和8年6月2日

石川県知事 山 野 之 義

- 1 推薦団体の資格
石川県内のみに組織を有し、主として労働問題に関する事務をその業務とし、又は業務の主要な部分として労働問題を取り扱う使用者団体であること。
- 2 被推薦者の資格
拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- 3 推薦期間
令和8年6月2日（火）から同月10日（水）まで
- 4 推薦手続
使用者委員候補者を推薦しようとする使用者団体は、次に掲げる書類を石川県商工労働部労働企画課に提出すること。
(1) 推薦書（別記様式による） 1部
(2) 被推薦者の履歴書 1部
- 5 委員候補者として推薦できる者の数
1団体につき1人までとする。
- 6 その他
詳細についての問合せは、石川県商工労働部労働企画課（金沢市鞍月1丁目1番地 電話番号 076-225-1531）へすること。
(別記様式)

令和 年 月 日

石 川 県 知 事 様

事務所所在地
団 体 名
代表者職氏名

石川県労働委員会委員候補者推薦書

労働組合法施行令第21条第1項の規定により、石川県労働委員会委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	所属会社名及び地位	所属団体名及び地位	備考

県営土地改良事業計画の変更及び縦覧公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次のとおり県営土地改良事業計画を変更したので、その関係書類を令和8年6月3日から同年7月1日まで縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、土地改良法第88条第6項において準用する同法第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。また、この計画が変更されたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は、石川県知事となる。）、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。ただし、審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として、計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和8年6月2日

石川県知事 山 野 之 義

事業名	地区名	縦覧に供する書類	縦覧場所
県営ほ場整備事業 (面的集積型)	福正寺・橋爪地区	県営土地改良事業変更計画書の 写し	白山市産業部農業振 興課

特定調達契約に係る企画提案書の募集公告

次のとおり企画提案書の提出を募集する。

令和8年6月2日

石川県知事 山 野 之 義

1 業務の概要

(1) 業務件名

石川県育英資金貸付金返還金の未収金回収委託

(2) 業務内容

企画提案募集要領及び仕様書のとおり。

(3) 履行期限

令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

仕様書のとおり。

(5) 仕様書等の配布方法等

ア 配布期間

令和8年6月2日(火)から同月12日(金)まで

イ 配布方法

以下の石川県ホームページよりダウンロードすること。

(https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/seisaku/ikuei/henkankin_r8puropo-zaru.html)

2 参加資格

次の条件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者(会社更生法の規定に基づく更生手続開始又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)であること。
- (3) 会社法(平成17年法律第86号)第475条若しくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 本企画提案に係るプレゼンテーションの実施日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等(平成9年石川県告示第581号)に基づき、令和8年度において競争入札参加者資格を有する者であること。
- (5) 役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者(暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。)と認められる者でないこと。
- (6) 参加申込書の提出期限の翌日から本企画提案に係る契約締結までの期間に県の指名停止措置を受けている者でないこと。
- (7) 次のア、イのいずれかに該当する者であること。
 - ア 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の法務大臣の許可を受けた同法第2条第3項に規定する債権回収会社であり、参加申込書提出日及びその次の日以降において、同法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。
 - イ 弁護士又は弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2に規定する弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- (8) 経営状況において契約の履行に支障のないこと。

3 企画提案書の提出場所等

- (1) 提出場所及び問合せ先
〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地
石川県教育委員会事務局教育政策課学校経営グループ
電話：076-225-1816
電子メール：ikuei@pref.ishikawa.lg.jp

(2) 参加表明の期限等

- ア 表明期限 令和8年6月19日(金)午後5時
- イ 表明方法 企画提案募集要領に示す方法による。

(3) 企画提案書の提出期限等

- ア 提出期限 令和8年6月26日(金)午後5時
- イ 提出方法 企画提案募集要領に示す方法による。

4 受託候補者の選定及び契約

- (1) 3(3)アの提出期限までに企画提案書の提出のあった参加者について、令和8年7月上旬に開催する審査会においてプレゼンテーション(質疑応答を含む。)を実施する。
- (2) 受託候補者の選定について、提出された参加申込書類、企画提案書及び(1)のプレゼンテーションの内容について審査を行い、最も優れた提案をしたものを受託候補者として選定し、文書で通知する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約書の要否
要
- (3) 4(1)の審査会への出席及び提出書類等の作成並びに提出に要する費用は、全て応募者の負担とし、提出書類等

は、返却しない。なお、提出書類等の機密保持には、十分配慮する。

(4) 詳細は、企画提案募集要領及び仕様書による。

6 Summary

(1) Item and Service Requested

Outsourcing of scholarship (Ikuei-Shikin) debt collection services.

(2) Fulfilment End Date

March 31, 2027

(3) Deadline for Application Form Submission

5:00p.m. on June 19, 2026

(4) Deadline for Proposal Submission

5:00p.m. on June 26, 2026

(5) Language and Currency Used in the Contracting Procedure

The language and currency used in the contracting procedure shall be Japanese and Japanese currency(Japanese yen).

(6) Contact Details

Education Policy Division, Board of Education Secretariat,
Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki, Kanazawa, Ishikawa 920-8575 Japan TEL +81-76-225-1816